

横浜市地震防災市民憲章（仮称）策定にかかる市民検討会運営要綱

制定 平成 24 年 6 月 21 日 消危管第 301 号（局長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地震防災市民憲章（仮称）策定にかかる市民検討会（以下「検討会」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第 2 条 局長は、震災発生時における自助・共助の必要性・重要性を市民に啓発する横浜市地震防災市民憲章（仮称）（以下「防災市民憲章」という。）の策定に関し、次に掲げる事項について検討会の委員に助言を求める。

- （1）防災市民憲章について
- （2）防災市民憲章に関する市民意見について
- （3）防災市民憲章の利活用について
- （4）その他、防災市民憲章作成のために必要な事項について

（委員）

第 3 条 検討会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから局長が就任を依頼する者及び危機管理監で構成する。

- （1）町内会・自治会関係者
- （2）地域防災関係者
- （3）事業者団体関係者
- （4）社会福祉関係者
- （5）学校・子育て関係者
- （6）男女共同参画関係者
- （7）ボランティア活動団体関係者
- （8）学識経験者
- （9）その他局長が必要と認める者

（検討会）

第 4 条 検討会は、必要な時期に事務局が招集する。

- 2 検討会に座長 1 人を置く。
- 3 検討会の進行は、座長が行う。
- 4 座長に事故があるとき、又は欠けたときは、事務局が指名する委員がその職務を代理する。

（事務局）

第 5 条 検討会の事務局は、消防局危機管理室危機管理課に置く。

（委任）

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は事務局が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、決裁日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 25 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。